

様式第2号（第7条関係）

工事点数算出表

区分	番号	要件工事内容	基準点	数量	点数	
寒さ対策・断熱化 (ヒートショック対策)	1	やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	工事	点	
	2	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高めるために、別表1の基準を満たす内窓や複層ガラスサッシを設置する工事	5点/箇所	箇所	点	
	3	熱交換換気システムの設置	4点/箇所	箇所	点	
	4	既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表2の基準を満たす断熱材を設置する工事	2点/m <sup>2</sup>	※ m <sup>2</sup>	点	
	5	浴室、脱衣室、トイレ又は廊下への暖房機器設置（電気設備工事を伴うもの）	10点/箇所	箇所	点	
バリアフリー	1	住宅内の廊下や出入口の幅の拡張	10点/m <sup>2</sup>	※ m <sup>2</sup>	点	
	2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
	3 (1)	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m <sup>2</sup>	※ m <sup>2</sup>	点	
	3 (2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点	
	3 (3)	浴槽の出入りのための設備の設置（移乗台、踏み台等）	2点/箇所	箇所	点	
	3 (4)	身体の洗浄を容易にする水洗面具の設置、交換	3点/箇所	箇所	点	
	4 (1)	便所の床面積を増加させる工事	10点/m <sup>2</sup>	※ m <sup>2</sup>	点	
	4 (2)	和式便器から洋式便器への入替え	10点/箇所	箇所	点	
	4 (3)	洋式便器の座面の高さを高くする工事	10点/箇所	箇所	点	
	5 (1)	住宅内への長さ100cm以上の手摺の取り付け	2点/m	※ m	点	
	5 (2)	住宅内への長さ100cm未満の手摺の取り付け	2点/箇所	箇所	点	
	6 (1)	玄関・勝手口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくする工事（浴室は、洗い場の部分のみ。）	10点/m <sup>2</sup>	※ m <sup>2</sup>	点	
	6 (2)	浴室以外の部分の段差解消	面的に上げる又は下げる工事	5点/m <sup>2</sup>	※ m <sup>2</sup>	点
			床見切り材の撤去、スロープの設置	2点/箇所	箇所	点
	7 (1)	出入口の開戸を引戸、折戸等へ入替える工事	5点/箇所	箇所	点	
	7 (2)	出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等へ交換	1点/箇所	箇所	点	
	7 (3) ア	出入口の戸に開閉のための動力装置を設置	10点/箇所	箇所	点	
	7 (3) イ	出入口の戸を吊戸方式に変更	5点/箇所	箇所	点	
	7 (3) ウ	ア、イ以外の出入口の戸へ戸車を設置する等の改良	2点/箇所	箇所	点	
	8	床の材料を滑りにくいものへ交換する工事	1点/m <sup>2</sup>	※ m <sup>2</sup>	点	
9	エレベーターや階段用昇降設備の設置	10点/箇所	箇所	点		
克雪	1 (1)	雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具設置	2.5点/箇所	箇所	点	
	1 (2)	長さが累計5m未満の雪止めの設置又は交換	5点	※ m	点	
		長さが累計5m以上の雪止めの設置又は交換	10点	※ m	点	
	1 (3)	雪下ろし作業用固定ハシゴの設置又は交換	5点/1階分	階分	点	
	2 (1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点	
	2 (2)	雪が滑りやすい屋根材への交換	10点/箇所	箇所	点	
	2 (3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点		
木材	1	県産木材の認証合板又は酒田産木材を使用する工事	2.5点/0.1m <sup>3</sup>	※ m <sup>3</sup>	点	
				合計	点	

※ 数量について、1m、1m<sup>2</sup>、0.1m<sup>3</sup>未満の端数はそれぞれ切り捨てとします。

別表1

工事内容	基準
内窓	複層ガラス入りの内窓
複層ガラスサッシ	熱貫流率U (W/m <sup>2</sup> ・K) が3.5以下の建具

別表2

部位	熱抵抗値R (m <sup>2</sup> ・K/W) の基準
屋根	4.6以上
天井	4.0以上
外壁	2.2以上
床	3.3以上
土間床等の外周部分の基礎壁	1.7以上

基準を満たしていることが確認できる資料を添付すること。